

令和元年度事業報告書

独立行政法人 国際観光振興機構



目次

1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	5
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	6
4. 中期目標	8
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとめりの目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	9
6. 中期計画及び年度計画	11
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	15
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	20
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	22
10. 業務の成果と使用した資源との対比	24
(1) 自己評価	
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11. 予算と決算との対比	26
12. 財務諸表	27
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	30
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	32
15. 法人の基本情報	34
(1) 沿革	
(2) 設立に関する根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所の所在地	

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	42
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人国際観光振興機構（通称：日本政府観光局＝JNTO）理事長の清野智です。関係者の皆様には、日頃よりインバウンド（外国人の訪日旅行）の促進に向けて、ご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

当機構は、その前身が、東京オリンピックが開催された 1964 年に発足し、50 年以上我が国のインバウンドの促進に向けた活動をしてきております。特に近年は、2003 年に政府が始めたビジット・ジャパン・キャンペーン以降、訪日外国人旅行者数は増加してきました。一方、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」（平成 26 年 6 月 17 日 観光立国推進閣僚会議決定）及び「日本再興戦略改訂 2014—未来への挑戦—」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）等において、当機構は訪日プロモーション事業の実施主体と位置付けられました。この間、ビザの緩和、免税品の拡充等と相まって、訪日外国人旅行者数は飛躍的に拡大し、2019 年には 3,188 万人を数えております。また、将来に向けては、2016 年に「観光先進国」の実現に向けた新たな方針「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、訪日外国人旅行者数を 2030 年 6,000 万人、同消費額を 2030 年 15 兆円とする目標が設定されている等、インバウンドに対する期待もこれまで以上に高まりつつあります。当機構としましても、この政府目標の達成に向けて、ますます積極的に取り組んでいかなければなりません。国内外の関係者と連携し、訪日プロモーション事業の中核的な存在としての役割を果たすべく、役職員一丸となって、全力で業務に取り組んできているところです。

令和元年度は、当機構の第 4 期中期目標期間（平成 30 年度から令和 4 年度）の 2 年度目に当たりまして、「国別戦略に基づくプロモーションの徹底」、「デジタルマーケティングの本格導入」、「訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現」、「国際会議等の誘致・開催支援業務」、「国内受入環境整備支援」等に全力を挙げて取り組んでまいりました。具体的には、前年度、全国の自治体や DMO（観光地域づくり法人）から体験型の観光コンテンツを収集し、このうち代表的な 100 件を掲載した英文冊子を作成し、プロモーションに活用しました。また、デジタルマーケティングを活用した訪日外国人旅行者の移動履歴等ビッグデータの解析により、旅行トレンドを把握し、外国人視点によるウェブサイト等のコンテンツの充実を図っております。さらに、全国の自治体や DMO 等の国内関係者に対して最新の市場情報の提供を行い、受入環境整備の支援を図るとともに、地震や豪雨等の自然災害が多い我が国において、訪日外国人旅行者が安心して訪日、滞在できるよう、各種媒体を通じた、的確かつ速やかな安全情報の積極的な発信に取り組んでまいりました。その他、欧米豪市場向けプロモーションの一環としてのグローバルチャンネルでの番組放映や CM、グローバルキャンペーン事業の動画を活用したオンライン広告、ラグビーワールドカップを契機としたプロモーション等を実施しました。また、上述に加え、当機構の使命として、MICE（M=Meeting（企業等の会議）、I=Incentive Travel（企業等が行う報奨・研修旅行）、C=Convention（国際機関・団体、学会等が行う国際会議）、E=Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント））の誘致促進があります。特に国際会議の規模、開催頻度は年々大きくなっています。また、MICE 参加者は、一般的にその消費額、

情報の発信力も大きいため、世界各国において MICE の誘致競争が激しくなってきました。当機構は、政府の目標である、「アジア・ナンバーワンの国際会議開催国として不動の地位を築く」の実現に向けて、国内の各都市、各種学会、大学、企業等と連携を緊密にしております。

さらに、当機構では、2019 年 12 月に 22 カ所目の海外事務所として、中華人民共和国に広州に事務所を開設しました。また、令和 2 年度にはアラブ首長国連邦のドバイ、メキシコのメキシコシティに事務所を開設するための準備を進めているところであり、今まで以上に市場別の訪日プロモーション事業を強化してまいります。

今後については政府目標の達成や「観光先進国」の実現に向け、滞在期間が長く、旅行消費額も多い欧米豪を中心とした旅行者の旅行意欲をかき立てる魅力的なコンテンツの発掘・拡充や、東京～京都・大阪のいわゆるゴールデンルート以外の地域への誘客に努めます。特に「アウトドア」の観光資源に関しては、ラフティング、サイクリング、トレッキング、ダイビングなど、インバウンドに十分に活かされていないプログラムが地方には多くあり、体験を通じた「コト消費」を促進できます。地域との連携やデジタルマーケティングを強化し、地方への誘客を促進してまいります。

2020 年に入り、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生しました。現時点でも収束の気配は見えません。2020 年 4 月、5 月の訪日外国人旅行者数は、前年比 99.9%の減であり、ほとんどゼロとなりました。我が国においては、緊急事態宣言は解除されましたが、各国が国を閉じた状態であり、2020 年 6 月時点で一部出入国規制の緩和の動きも見られるものの、予断を許さない状況が続いております。今「新しい生活様式」が提唱され、観光業界でも「ソーシャルディスタンスを確保する」、「密閉、密集、密接を避ける」、「マスクを着用する」等の対策を講じながら、まず国内観光を復活させようとしています。その上で、「新しい生活様式」をベースにした受入体制を整え、外国人旅行者をお迎えする必要があります。当機構としては、各地域の自治体、DMO 等と連携しながら、インバウンド再開を見据えた準備を進めているところです。今後、国・地域ごとの感染収束を十分に見極め、誘客可能となった国等では、航空便の復活と合わせて、インバウンドの回復を図ってまいります。

もう一つ大切なことがあります。それは、このパンデミックはいずれ収束し、人は必ず動き出すということです。長い目で見れば観光は、国内はもちろん、インバウンド、アウトバウンドいずれも必ず復活し、更なる発展を遂げていきます。世界の歴史がそれを証明しています。観光は、平和産業です。世界の人々が相互に知り合い理解し合うことが今ほど大切な時はありません。その日が必ず、しかも我々の努力により出来るだけ早い時期に訪れるということを信じて前へ向かって進むことが極めて大切だと考えております。

2020 年 7 月

独立行政法人 国際観光振興機構

理事長 清野 智



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的としています。(独立行政法人国際観光振興機構法(平成 14 年法律第 181 号。以下「国際観光振興機構法」という。)第3条)

(2) 業務内容

当機構は、国際観光振興機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 1) 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
- 2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)第 11 条第 1 項の規定により全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。
- 3) 国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
- 4) 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
- 5) 前各項目の業務に附帯する業務を行うこと。
- 6) 「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」(平成 6 年法律第 79 号)第 11 条に規定する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

国土交通省が定めた、当機構の第四期中期目標(平成 30 年 2 月 28 日策定)においては、当機構の政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)が定められており、概要は以下のとおりです。詳しくは当機構の第四期中期目標をご参照ください。

(URL:https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/yonki_chuki_mokuhyo.pdf)

外国人旅行者の来訪を促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するものである。

平成 28 年 3 月 30 日には、安倍内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、訪日外国人旅行者数を 2030 年 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 2030 年 15 兆円を目標とするなど、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、新たな目標を設定するとともに、これらの目標の実現のため、3 つの視点を柱とする 10 の改革を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられた。

さらに、これを踏まえ、世界が訪れたい「観光先進国・日本」への飛躍を図ることを目的として、「観光立国推進基本計画」も改定されたところである(平成 29 年 3 月 28 日閣議決定)。

観光先進国の実現は、地方創生の切り札、成長戦略の柱として、これまで以上の大きな期待が寄せられており、訪日外国人旅行者数 2030 年 6,000 万人等の政府目標達成のためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開し、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、旅行ニーズの多様化へ対応するなど、新たなチャレンジに踏み切る覚悟が必要である。

独立行政法人国際観光振興機構については、訪日プロモーション事業の実施主体として、インバウンド拡大における中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて、政府が掲げる目標の達成に貢献することが期待されており、適時適切な組織や体制の強化を図りつつ、以下を柱とする大胆な改革を進めていく必要がある。

- ✓ 国別戦略に基づく訪日プロモーションの徹底
- ✓ デジタルマーケティングの本格導入
- ✓ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現

また、国際会議等の誘致・開催支援や国内の受入環境整備支援においても、これまで以上に業務を的確に遂行していくことが求められているところである。

(参考)政策体系図(国土交通省による当機構の第四期中期目標)



4. 中期目標

(1) 概要

当機構の中期目標については、現在、第四期中期目標期間中となりますが、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき、国土交通省により、2018年2月28日に定められました。第四期中期目標期間は、平成30年年度(2018年4月1日)から令和5年度(2023年3月31日)までの5年間としています。

本中期目標においては、国土交通省の政策体系における、「政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」、「施策目標20 観光立国を推進する」の実現に向け、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項が定められています。具体的には、訪日プロモーション業務(国別戦略に基づくプロモーションの徹底、デジタルマーケティングの本格導入、訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現)、国際会議等の誘致・開催支援業務、国内受入環境整備支援業務が記載されています。

また、業務運営の効率化に関する事項(組織運営の効率化、業務運営の効率化、業務の電子化及びシステムの最適化)、財務内容の改善に関する事項(財務運営の適正化、自己収入等の拡大)、その他業務運営に関する重要事項(内部統制の充実、情報セキュリティ対策の推進、活動成果等の発信、関係機関との連携強化)が記載されています。

詳細については、当機構の第四期中期目標を参照してください。

(URL:https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/yonki_chuki_mokuhyo.pdf)

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

当機構は、第四期中期目標における一定の事業毎のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下の通りです。

区分名
訪日プロモーション等業務 - 訪日プロモーション業務 - 国際会議等の誘致・開催支援業務
国内受入環境整備支援業務

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当機構では、政府目標の達成に加え、真の「観光先進国」の実現に向けて、以下のような事項に注力してまいります。

- ✓ 地域の皆様とのつながりをより一層強化し、日本各地の魅力の更なる掘り起こしを図ります。同時に各省庁、自治体、民間企業等関係者の皆様とこれまで以上に連携し、オールジャパン体制で「観光先進国」を目指します。
- ✓ 訪日中の外国人観光客が安心して旅行を楽しめるよう、現に進行中である自然災害についての情報発信や問い合わせへの対応等について、絶ゆまぬ努力を続け、強化、改善を図ってまいります。
- ✓ アジア、欧米豪、更には中東など、各市場動向等を分析し、それぞれに対応したプロモーションを行い、旅行先としての日本のプレゼンスの向上に努めてまいります。
- ✓ リピーター客を増やすとともに、これまで日本に対して十分な関心を持っていなかった層を取り込むため、従来から人気のある伝統や文化、食といったコンテンツのみならず、自然やアドベンチャー等の新しい体験型コンテンツの発信を行うなど、「全方位型」プロモーションを強化してまいります。

運営にあたり、当機構では、経営理念として、実現を目指す 4 つの約束をビジョンとして、そのために果たすべき 4 つの役割をミッションとして定めております。詳しくは次頁をご覧ください。

(参考)JNTO 経営理念

Vision： 私たちが目指すこと

私たちは、日本のインバウンド旅行市場を拡大する政府観光局として、
国民経済の発展、地域の活性化、国際的な相互理解の促進、
日本のブランド力向上を実現することにより、
未来の日本をより豊かに、元気に、明るくすることを目指します。

4つの約束

①国民経済の発展

海外からのお客さまの旅行消費と、関連産業の成長によって国民経済を発展させます。

②地域の活性化

各地の関係者との連携により、海外のお客さまを誘致して地域を盛り上げ、経済を活性化します。

③国際的な相互理解の促進

観光を通じた交流、ふれあいにより、世界各地の方々とお互いの理解を深めあい、友好関係を築きます。

④日本のブランド力向上

日本の魅力を世界に広め、国際的なブランド力、評価をより一層高めます。

Mission： 私たちが果たすべき役割

私たちは、国内外の関係者と連携し、
公正性・透明性を保ちながら、
日本のインバウンド旅行市場を拡大する中核的な存在として、4つの役割を果たします。

①Information Hub

価値ある情報を集め、分析し、発信します。

②Coordination

さまざまな関係者のニーズをつなぐ
ネットワークを創造します。

③Innovation

長期的な視野に立ち、
新しい市場を開拓しつづけます。

④Leadership

的確な戦略と提案により、
インバウンド旅行市場を牽引します。

6. 中期計画及び年度計画

当機構は、中期目標を達成するため中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下の通りです。各項目の内容の詳細については、中期計画と当事業年度に係る年度計画をご参照ください。

(中期計画 URL: https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/yonki_chuki_keikaku.pdf)

(年度計画 URL: https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/nendo_keikaku_h31.pdf)

中期計画	年度計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 訪日プロモーション業務	
① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底	
<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの招請やウェブサイト等の活用による日本の認知度向上 ・有力旅行会社の招請、商談会の開催等による訪日旅行商品造成の促進 ・PDCA サイクル化を徹底した事業実施 ・訪日無関心層を訪日関心層へと態度変容させるためのプロモーションの実施 <p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数: 1,000 万人 ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数: 5,000 万人 ・提供する訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数: 年平均 33,600 件以上 ・商談参加者から 4 段階の最上位評価を得る割合: 45%以上 ・招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数: 年平均 3.6 億人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの招請やウェブサイト等の活用による日本の認知度向上 ・有力旅行会社の招請、商談会の開催等による訪日旅行商品造成の促進 ・PDCA サイクル化を徹底した事業実施 ・訪日無関心層を訪日関心層へと態度変容させるためのプロモーションの実施 <p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数: 790 万人 ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数: 3,500 万人 ・提供する訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数: 年 33,600 件以上 ・商談参加者から 4 段階の最上位評価を得る割合: 45%以上 ・招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数: 年 3.6 億人以上
② デジタルマーケティングの本格導入	
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマーケティングの体制強化やデータ分析に基づくマーケティングの実施 <p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数: 1,000 万人 ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数: 5,000 万人 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマーケティングの体制強化やデータ分析に基づくマーケティングの実施、自治体等の情報発信の品質向上の支援 <p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数: 790 万人 ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数: 3,500 万人

③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現	
<p>・事業パートナーに対するコンサルティングの実施</p> <p>・在外公館等との連携、イベントやセミナーの開催等による効果的な訪日外国人旅行者の誘客</p> <p>・地方運輸局、地方自治体・DMO 等との連携の促進や地方支援を専任とする部署の体制強化等、地方が行うプロモーションの質の向上を支援</p> <p><数値目標></p> <p>・事業パートナーに対する海外事務所員や本部職員による個別コンサルティング: 4,000 件以上</p> <p>・事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が 4 段階評価で最上位の評価を得る割合: 50%以上</p> <p>・地方公共団体等国内関係主体を対象とした各種研修会、ワークショップ、セミナー等の開催: 年間 25 回以上</p>	<p>・事業パートナーに対するコンサルティングの実施</p> <p>・在外公館等との連携、イベントやセミナーの開催等による効果的な訪日外国人旅行者の誘客</p> <p>・地方運輸局、地方自治体・DMO 等との連携の促進や地方支援を専任とする部署の体制強化等、地方が行うプロモーションの質の向上を支援</p> <p><数値目標></p> <p>・事業パートナーに対する海外事務所員や本部職員による個別コンサルティング: 3,700 件以上</p> <p>・事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が 4 段階評価で最上位の評価を得る割合: 50%以上</p> <p>・地方公共団体等国内関係主体を対象とした各種研修会、ワークショップ、セミナー等の開催: 年間 25 回以上</p>
(2) 国際会議等の誘致・開催支援業務	
<p>・「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 3 割以上・アジア最大の開催国」の達成に貢献</p> <p>・国際ネットワークを活用した、日本の MICE ブランド・コンセプトに基づくデジタルマーケティング等プロモーションの展開</p> <p>・国内主催者支援強化・関係強化等、ナショナルコンベンションビューローとしての機能強化</p> <p>・ミーティング、インセンティブについて、海外 MICE 見本市等のイベントや媒体を活用したプロモーションの実施</p> <p><数値目標></p> <p>・海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者等との商談件数: 年平均 3,400 件以上</p> <p>・商談参加者に対する調査において、商談の評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合: 30%以上</p>	<p>・「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 3 割以上・アジア最大の開催国」の達成に貢献</p> <p>・国際ネットワークを活用した、日本の MICE ブランド・コンセプトに基づくデジタルマーケティング等プロモーションの展開</p> <p>・国内主催者支援強化・関係強化等、ナショナルコンベンションビューローとしての機能強化</p> <p>・ミーティング、インセンティブについて、海外 MICE 見本市等のイベントや媒体を活用したプロモーションの実施</p> <p><数値目標></p> <p>・海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者等との商談件数: 年 3,400 件以上</p> <p>・商談参加者に対する調査において、商談の評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合: 30%以上</p>
(3) 国内受入環境整備支援業務	

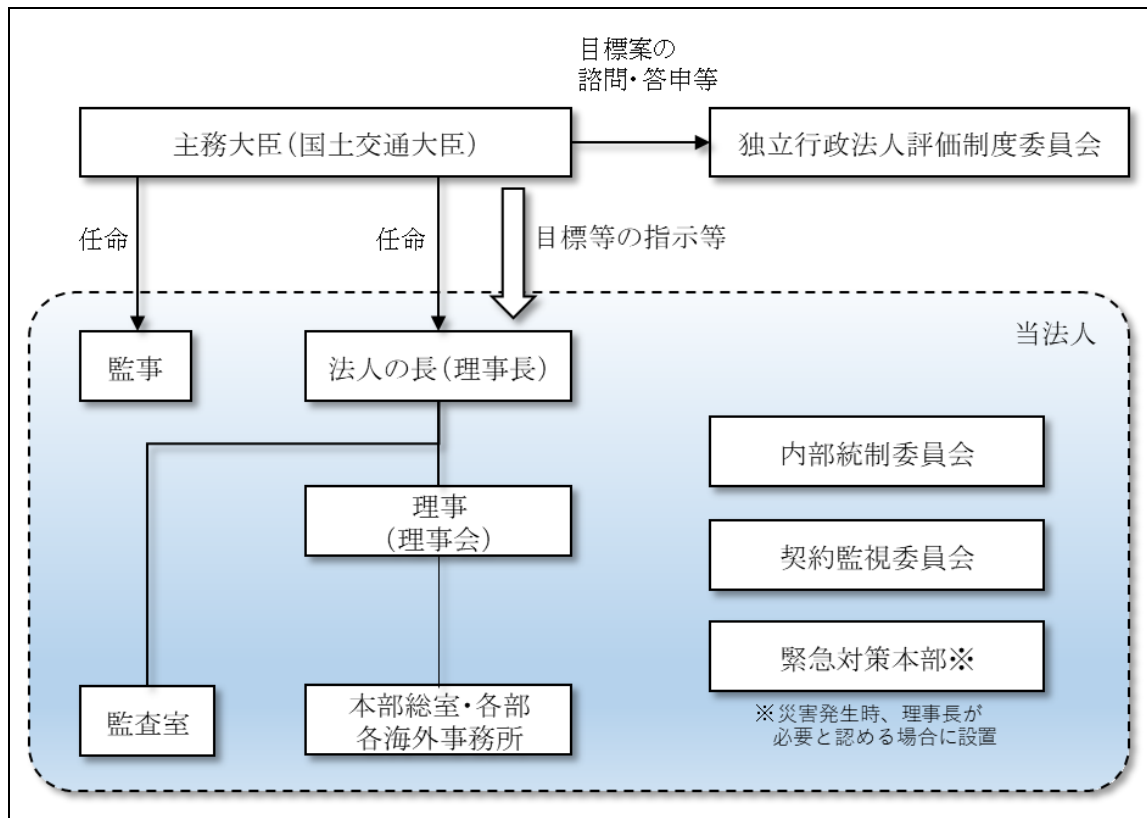
<ul style="list-style-type: none"> ・認定観光案内所 1,500 箇所に向けた、新規認定申請の促進及び更新の呼びかけ ・認定案内所実態調査、研修会、連絡会の開催による観光案内所間におけるネットワークの構築・拡充 ・ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)の効果的な運営による、対面による質の高い情報提供及び全国の案内所との連携強化 ・全国通訳案内士試験の安定的な実施のための事務運営 <p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光案内所に対する調査における支援サービスの評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合：70%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定観光案内所 1,500 箇所に向けた、新規認定申請の促進及び更新の呼びかけ ・認定案内所実態調査、研修会、連絡会の開催による観光案内所間におけるネットワークの構築・拡充 ・ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)の効果的な運営による、対面による質の高い情報提供及び全国の案内所との連携強化 ・全国通訳案内士試験の安定的な実施のための事務運営 <p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光案内所に対する調査における支援サービスの評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合：70%以上
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 組織運営の効率化	
<ul style="list-style-type: none"> ・欧米豪等の組織の強化や新設事務所の体制整備、更なる体制強化の準備 ・海外事務所の迅速な意思決定、海外事業者のより一層の活用(海外契約)への努力 ・能力と実績に基づく人事評価や、能力啓発への努力 ・海外事務所の成果指標に基づく評価や、経営資源の配分等の不断の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧米豪等の組織の強化や新設事務所の体制整備、更なる体制強化の準備 ・海外事務所の迅速な意思決定、海外事業者のより一層の活用(海外契約)への努力 ・能力と実績に基づく人事評価や、能力啓発への努力 ・海外事務所の成果指標に基づく評価や、経営資源の配分等の不断の見直し
(2) 業務運営の効率化	
<ul style="list-style-type: none"> ・効率化目標の設定等 ・調達等合理化の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化目標の設定等 ・調達等合理化の取組
(3) 業務の電子化及びシステムの最適化	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の電子化及びシステムの最適化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の電子化及びシステムの最適化の推進
3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
(1) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 期中期計画別紙の通り 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度計画別紙の通り
(2) 財務運営の適正化	
<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人会計基準」等を遵守した、適正な予算と実績の管理及び会計処理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人会計基準」等を遵守した、適正な予算と実績の管理及び会計処理の実施
(3) 自己収入の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・賛助団体・会員制度や事業を通じた自己収入の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・賛助団体・会員制度や事業を通じた自己収入の拡大
4. 短期借入金の限度額	
<ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金の限度額：100 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金の限度額：100 百万円
5. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産の処分に関する計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	
・なし	・なし
7. 剰余金の使途	
・剰余金の使途:業務の改善・質の向上のための環境整備	・剰余金の使途:業務の改善・質の向上のための環境整備
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実	
・内部規程の整備、業務目標の明確化等、内部統制機能有効性の確保 ・コンプライアンスの徹底 ・内部監査及びフォローアップの実施	・内部規程の整備、業務目標の明確化等、内部統制機能有効性の確保 ・コンプライアンスの徹底 ・内部監査及びフォローアップの実施
(2) 情報セキュリティ対策の推進	
・情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化	・情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化
(3) 活動成果等の発信	
・訪日プロモーションに係る目的や必要性、成果に関する情報発信	・訪日プロモーションに係る目的や必要性、成果に関する情報発信
(4) 関係機関との連携強化	
・関係省庁、政府関係法人、地方自治体や関係団体・民間企業との連携強化	・関係省庁、政府関係法人、地方自治体や関係団体・民間企業との連携強化
(5) 人事に関する計画	
・適切な人材確保・育成及び人事配置 ・職員の意欲向上のための、人事評価に応じた処遇及び研修等の活用 ・役職員給与水準の適正化及びその取組の公表	・適切な人材確保・育成及び人事配置 ・職員の意欲向上のための、人事評価に応じた処遇及び研修等の活用 ・役職員給与水準の適正化及びその取組の公表
(6) 独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)第11条第1項に規定する積立金の使途	
・独立行政法人国際観光振興機構法に規定する積立金の使途:やむを得ない事情により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前期中期目標期間に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等	・独立行政法人国際観光振興機構法に規定する積立金の使途:前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

当機構のガバナンスの体制図は以下の通りです。



当機構では、業務方法書において、内部統制に関する事項として、以下を定めています。詳しくは、当機構の業務方法書をご参照ください。

(URL: https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/law/r_gyoumu.pdf)

- ✓ 内部統制に関する基本方針
- ✓ 法人運営に関する基本的事項
- ✓ 理事会の設置及び役員の分掌に関する事項
- ✓ 中期計画等の策定及び評価に関する事項
- ✓ 内部統制の推進及びリスク評価と対応に関する事項
- ✓ 情報システムの整備と利用に関する事項
- ✓ 監事及び監事監査に関する事項
- ✓ 内部監査に関する事項
- ✓ 予算の適正な配分に関する事項
- ✓ 職員の人事・懲戒に関する事項

このうち、内部統制に関する基本方針については、役員(監事を除く。)の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国際観光振興機構法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備するとともに、継続的にその見直しを図る、としています。また、平成27年(2015年)には、「独立行政法人国際観光振興機構内部統制の推進に関する規程」を整備し、内部統制委員会の設置等を定めています。

(2) 役員等の状況

① 役員一覧 (2020年3月31日現在)

氏名	役職	任期	担当	経歴
清野 智	理事長	自 2018年4月1日 至 2023年3月31日		1970年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 1996年6月 取締役人事部長、人材開発部長 2006年4月 代表取締役社長 2012年4月 取締役会長
亀山 秀一	理事長代理	自 2019年7月9日 至 2021年7月31日	総務部 企画 総室	1988年4月 運輸省入省 2011年7月 国土交通省観光庁国際交流推進課長 2013年7月 独立行政法人国際観光振興機構事業 連携推進部事業開発担当部長 2014年8月 独立行政法人国際観光振興機構海外 マーケティング部長 2016年5月 国土交通省観光庁付(派遣・国連世界 観光機関) 2019年5月 国土交通省大臣官房付(兼)観光庁観 光政策統括調整官
山崎 道德	理事	自 2014年7月1日 至 2021年9月30日	特命 事項	1982年4月 ㈱日本交通公社(現:㈱ジェイティービー) 入社 2009年2月 ㈱ジェイティービー グローバル戦略推 進部長 2010年2月 ㈱ジェイティービー グローバル事業本 部長 2010年4月 ㈱ジェイティービー 執行役員 グローバ ル事業本部長 2011年4月 ㈱ジェイティービー 執行役員 中国事 業推進担当 佳天美(中国)企業管理有 限公司 董事長
蜷川 彰	理事	自 2019年4月1日 至 2021年3月31日	海外プ ロモー ション部 MICEプ ロモー ション部	1980年4月 日本航空株式会社入社 2010年6月 独立行政法人国際観光振興機構入構 2015年4月 独立行政法人国際観光振興機構イン バウンド戦略部長 2017年4月 独立行政法人国際観光振興機構グロ ーバルマーケティング部長 2018年4月 独立行政法人国際観光振興機構参与

氏名	役職	任期	担当	経歴
金子 正志	理事	自 2019年10月1日 至 2021年9月30日	企画 総室 市場横 断プロ モーション部 (他の理事の担当業務を除く)	1991年4月 運輸省入省 2013年7月 国土交通省関東運輸局企画観光部長 2014年1月 内閣官房内閣参事官(内閣広報室) 2016年6月 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長 2018年7月 独立行政法人国際観光振興機構企画総室長
戸田 次郎	監事	自 2018年8月1日 至 2022年度の財務諸表承認日まで		1986年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2013年4月 (株)損害保険ジャパン北陸保険金サービス部長 2014年4月 そんぼ24損害保険(株)取締役常務執行役員 2016年4月 損害保険ジャパン日本興亜(株)岐阜中央支店長 2018年4月 損害保険ジャパン日本興亜(株)中部業務部担当部長
大塚 美智子	監事 (非常勤)	自 2015年4月1日 至 2022年度の財務諸表承認日まで		1981年4月 住友商事株式会社入社 1986年10月 朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2006年10月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)シニアマネージャー 2013年5月 大塚公認会計士事務所公認会計士 2016年6月 富士興産株式会社社外取締役(監査等委員)(非常勤)

② 会計監査人の氏名または名称： 該当なし

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末において186人(前期比7人増、3.9%増)であり、平均年齢は38.48歳となっています。このうち、国からの出向者は27人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度に完成した主要な施設等： なし
- ② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充： なし
- ③ 当事業年度に処分した主要な施設等： なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	958	-	-	958
資本金合計	958	-	-	958

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

前中期目標期間繰越積立金取崩額 707,768 円は、前中期目標期間から繰り越された積立金に対応する事業のうち、令和元年度において費用として発生した相応分に充てるため、平成 30 年 6 月 29 日付で国土交通大臣から承認を受けた 66,234,776 円から取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	20,782	96.2%
賛助金収入	360	1.7%
事業収入	332	1.5%
事業外収入	94	0.4%
寄附金収入	26	0.1%
合計	21,594	100.0%

② 自己収入に関する説明

当機構は、主たる自己収入として賛助金収入及び事業収入を得ています。賛助金収入は、当機構の活動にご賛同いただく賛助団体からの協賛金収入及びインバウンド事業に係る各種支援を希望する会員からの会費収入です。賛助団体・会員は、宿泊施設や旅行会社をはじめとする民間事業者や地方公共団体、観光関連団体等で構成されています。

事業収入は、通訳案内士法に基づき、当機構が実施する全国通訳案内士試験(国家試験)に係る受験料収入、デジタルマーケティングを通じた観光情報提供や訪日プロモーション事業、マーケティング事業等の受託業務収入です。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当機構は、社会及び環境への配慮として、法令等に基づき当機構のウェブサイトにおいて以下の方針・指針を毎年度公表することともに、例えば調達において、企画競争及び一般競争入札(総合評価落札方式)における審査にあたりワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目を設け、女性活躍を推進する企業の受注機会増大を図るなどの措置を講じています。

<調達配慮の公表・実施>

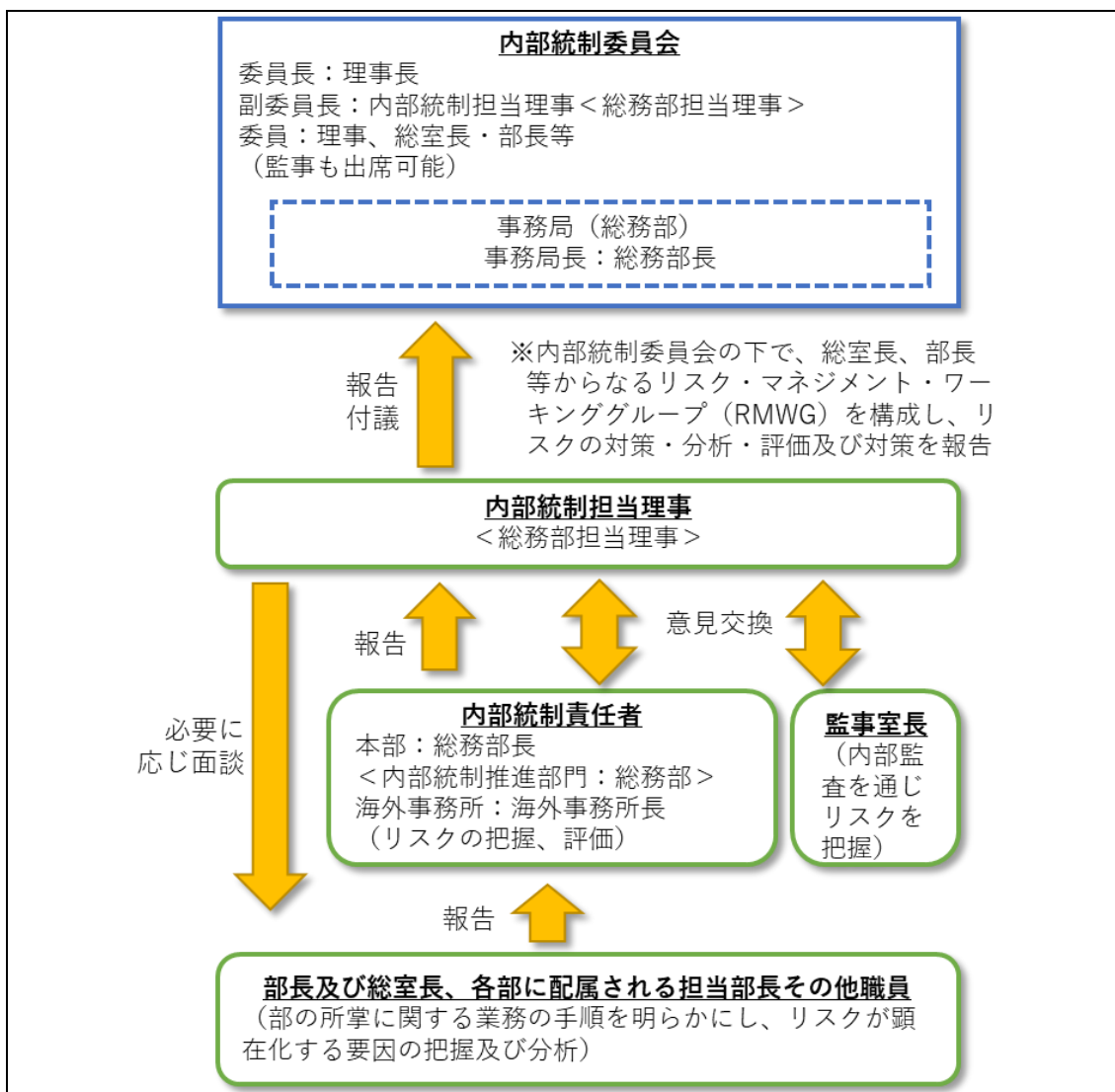
- ✓ 環境物品等の調達の推進を図るための方針
- ✓ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針
- ✓ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスクを、中期目標等の達成その他当機構のミッション遂行の障害となるものと定義し、内部統制の推進に関する規程に基づき、理事長を委員長として理事及び部長等から構成される内部統制委員会を開催しています。内部統制委員会では個々のリスクについて審議及び検討し、PDCAによるリスク管理を行っています。

(参考)リスク管理の体制図



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当機構の主要な業務運営上の課題・リスク及びその対応策は次の通りです。

<課題・リスク>

I. 管理業務関連

- (1) 国内外で自然災害、感染症の流行等により、業務継続が困難となる等の環境リスク
- (2) 為替変動等により予算執行が適切に行われない等の会計リスク
- (3) 内部統制システムの浸透が進まない等の運営リスク
- (4) 情報セキュリティに関わるインシデントが発生する等の ICT リスク
- (5) コンプライアンス違反の発生等のリーガルリスク

II. 事業業務関連

- (1) 不適切な旅行会社・メディア・MICE 関係者の招請、国内の自然災害・テロ事件の発生、感染症の流行等により訪日プロモーションが実施できないリスク
- (2) サイトや SNS が外部から攻撃を受けることによる個人情報流出リスクや SNS が炎上(風評被害発生等)する等、デジタルマーケティングが実施できないリスク
- (3) 地域等から収集するコンテンツ(画像等)の著作権、肖像権侵害等により、訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現が困難となるリスク
- (4) 大規模災害発生時の外国人旅行者への情報提供が困難となる等、国内受入環境整備支援業務が滞るリスク

<対応策>

内部統制委員会において、リスクの把握(洗い出し)、リスク分析(絞り込み)、リスク評価(影響評価)を行い、各リスクにおける対応策を示しています。

詳しくは、「14. 内部統制の運用に関する情報」を参照下さい。

9. 業績の適正な評価の前提情報

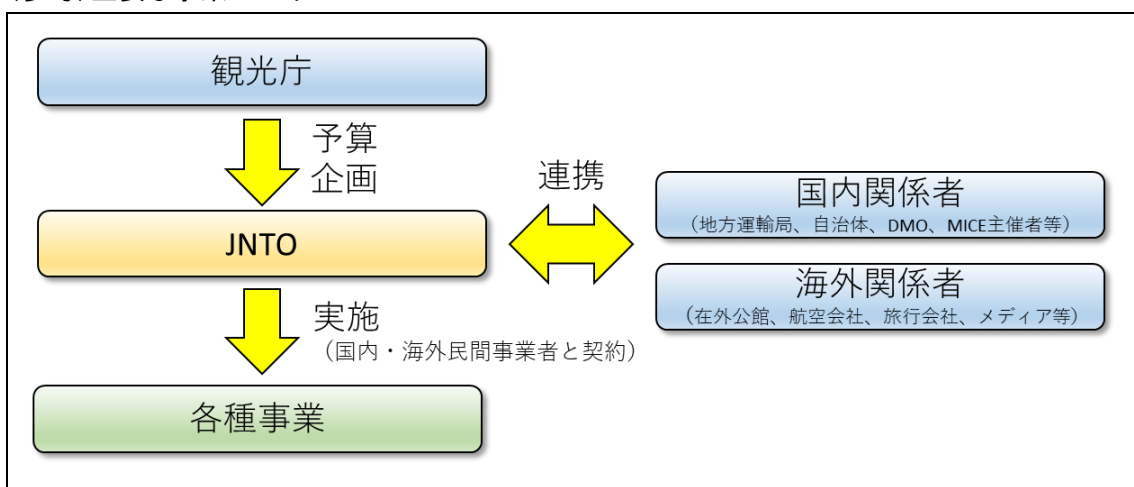
当機構の各事業についての構造は以下の通りです。法令及び当機構の業務方法書の定めるところに従い、関係機関と緊密な連携、協力を図り、もってその業務の効果的かつ効率的な運営を期すものとしています。なお、下記の業務の一部を当機構以外のものに委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果が十分期待される場合は、業務の一部を委託することができ、業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結して、業務を実施しています。

I. 訪日プロモーション等業務

訪日プロモーション業務については、外国人観光旅客の来訪を促進するために、広告宣伝、旅行関係機関及び報道機関に対する支援、インターネット、印刷物、映像などによる訪日旅行情報の提供、訪日ツアー開発支援、国際観光交流支援、旅行博覧会、見本市、催物等への出展参加、旅行商談会の開催、その他必要な業務を行っています。また、外国人観光旅客に関する調査、国際観光統計の取りまとめ、海外旅行市場に関する調査及び分析、海外宣伝効果の測定、国際観光に関する情報の収集などを行うとともに、これら調査研究等の成果を報告書などの資料、講演会、コンサルティング活動などを通して公表するとともに、国際観光の振興に寄与する出版物を刊行しています。

国際会議等の誘致・開催支援業務については、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に資するため、国際コンベンションの開催情報の収集・提供、国際コンベンションの誘致支援活動、我国及び国際会議観光都市等の広報・宣伝、国際コンベンション開催支援活動、人材育成及び寄附金・交付金事業、その他必要な業務を行っています。

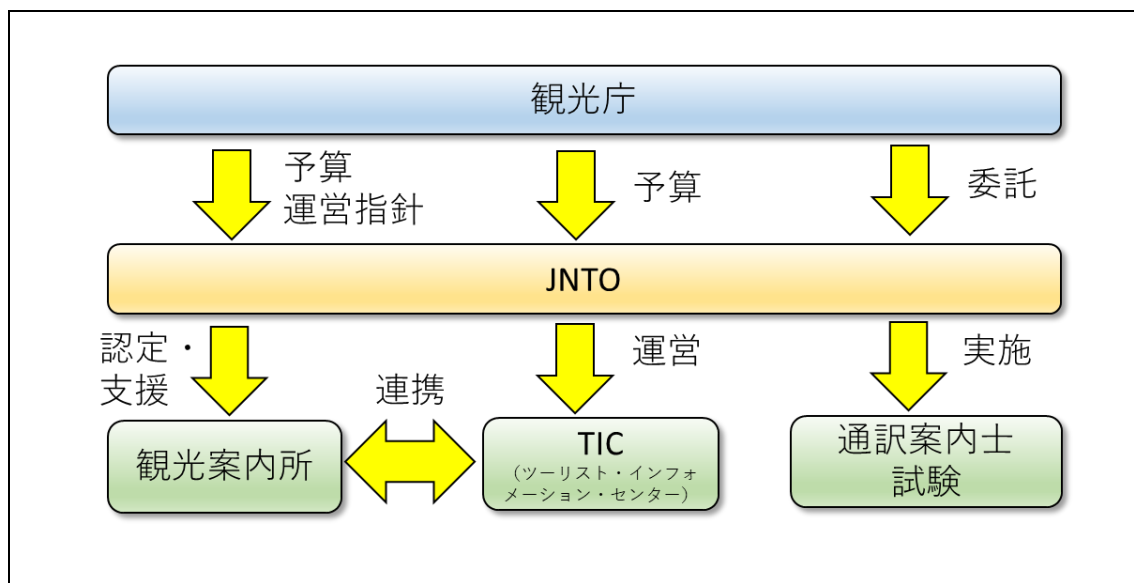
(参考) 主要な事業のスキーム



II. 国内受入環境整備支援業務

外国人観光旅客の受入体制を充実させるために、外国人観光旅客に対する観光案内所(TIC)を運営することにより観光情報の提供を行うとともに、全国各地の外国人観光旅客向け観光案内所の認定及び支援、外国人観光旅客受入に関する講習会の開催、善意通訳の普及と組織化、その他の外客受入体制整備の改善に資する業務を行っています。また、通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)第 11 条第1項の規定に基づき、法及び通訳案内士法施行規則(昭和 24 年運輸省令第 27 号)並びにこれらに基づく試験事務の実施に関する規程等に従って、全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行っています。

(参考)主要な事業のスキーム



10. 業務の成果と使用した資源の対比

(1) 自己評価

項目	評価(※)	行政コスト
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 訪日プロモーション等業務		
(1) 訪日プロモーション業務	S	10,561 百万円
① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底	S	
② デジタルマーケティングの本格導入	A	
③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現	S	
(2) 国際会議等の誘致・開催支援業務	S	
2. 国内受入環境整備支援業務		
(3) 国内受入環境整備支援業務	A	196 百万円
① 観光案内所の整備支援業務	A	
② 通訳案内士試験業務	A	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項		
(1) 組織・運営の効率化 (2) 業務運営の効率化 ① 効率化目標の設定等 ② 調達等合理化の取組 (3) 業務の電子化及びシステムの最適化	A	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
(1) 財政運営の適正化及び自己収入の確保	A	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項		
(1) 内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の推進	B	
(2) 活動成果等の発信	A	

(3)関係機関との連携強化	A	
(4)人事に関する計画	B	
法人共通		3,178 百万円
合計		13,934 百万円

詳細については、令和元年度業務実績に関する自己評価をご参照ください。

(URL:https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/business_reports.html)

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価(※)	A	-	-	-	-

※評価の説明

S:当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

C:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予算	決算	差額理由
収入	21,625	21,594	
運営費交付金	20,782	20,782	
賛助金収入	353	360	
事業収入	384	332	事業受託件数が予定を下回ったため
事業外収入	6	94	付加価値税還付等のため
寄附金収入	100	26	新規募集件数が予定を下回ったため
支出	21,625	13,635	
業務経費	17,965	10,480	事業繰越が発生したため
受託経費	368	341	事業繰越が発生したため
交付金事業経費	100	66	交付決定件数が予定を下回ったため
人件費	2,404	2,087	採用等が予定を下回ったため
一般管理費	788	660	

詳細については、決算報告書を参照してください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	15,211	流動負債	13,665
現金・預金(※1)	14,995	運営費交付金債務	7,503
その他	216	預り寄附金	892
		未払金	5,114
		その他	156
固定資産	1,093	固定負債	952
有形固定資産	102	資産見返負債	241
無形固定資産	153	その他	711
投資その他の資産	837		
		負債合計	14,616
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	958
		資本剰余金	△ 400
		利益剰余金	1,128
		純資産合計(※6)	1,687
資産合計	16,304	負債純資産合計	16,304

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	13,999
国際観光振興事業費 (※2)	10,746
交付金事業費 (※3)	66
一般管理費 (※4)	2,883
その他	304
II その他行政コスト	2
減価償却相当額	2
III 行政コスト	14,001

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	13,703
国際観光振興事業費 (※2)	10,746
交付金事業費 (※3)	66
一般管理費 (※4)	2,883
その他	8
経常収益(B)	14,364
運営費交付金収益	13,530
国際観光振興事業収入	442
寄附金収益	65
資産見返負債戻入	59
その他	268
臨時損益(C)	6
当期純利益(D=B-A-C)	655
前中期目標期間繰越積立金取崩(E)	1
当期総利益(D+E) (※5)	656

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期末首残高	958	△ 400	473	1,031
当期変動額				
当期総利益 (※5)			656	656
その他		1		1
当期変動額合計		1	655	656
当期末残高 (※6)	958	△ 400	1,128	1,687

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	8,303
業務費支出	△ 10,695
交付金支出	△ 62
人件費支出	△ 2,119
その他の支出	△ 378
運営費交付金収入	20,782
寄附金収入	26
その他の収入	749
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 153
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	-
IV 資金に係る換算差額(D)	△ 5
V 資金増加額(又は減少額)(E=A+B+C+D)	8,145
VI 資金期首残高(F)	6,850
VII 資金期末残高(G=F+E) (※7)	14,995

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
現金及び預金 (※1)	14,995
資金期末残高 (※7)	14,995

詳細については、財務諸表を参照してください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和元年度末現在の資産合計は 16,304 百万円と、前年度比 9,050 百万円増(124.8%増)となっています。これは、現金及び預金が前年度比 8,145 百万円増(118.9%増)となったこと、また、財務会計システムの構築及び基幹業務システムの更改等により、無形固定資産が前年度比 113 百万円増(282.5%増)となったこと等が主な原因です。

なお、投資その他の資産が前年度比 689 百万円増となっていますが、これは会計基準の改訂に伴い、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しているためです。

令和元年度末現在の負債合計は 14,616 百万円と、前年度比 8,394 百万円増(134.9%増)となっています。これは、運営費交付金債務が前年度比 6,990 百万円増となったこと等が主な原因です。

(2) 行政コスト計算書

損益計算書上の費用に加え、その他行政コストとして、資産の減価償却相当額等の費用が 2 百万円計上されています。その結果、行政コストは合計で 14,001 百万円となっています。

(3) 損益計算書

令和元年度末現在の経常費用は 13,703 百万円と、前年度比 1,078 百万円増(8.5%増)となっています。これは、国際観光振興事業費が前年度比 656 百万円増(6.5%増)、一般管理費が前年度比 446 百万円増(18.3%増)となったことが主な原因です。

また、令和元年度末現在の経常収益は 14,364 百万円と、前年度比 1,362 百万円増(10.5%増)となっています。これは、寄附金収益が前年度比 31 百万円(91.2%増)、運営費交付金収益が前年度比 1,086 百万円増(8.7%増)となったことが主な原因です。

平成 30 年度まで、役職員への賞与及び退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がされるものについては引当金を計上していませんでしたが、会計基準の改正に伴い、本年度より引当金を計上しています。令和元年度については、前年度末分の引当金繰入額を計上した関係で、臨時損失 290 百万円を計上していますが、同額を臨時利益として計上しており、当期純利益に与える影響はありません。

上記経常利益の状況及び臨時損失としての固定資産除却損 6 百万円を計上した結果、令和元年度の当期純利益は 655 百万円となっています。

(4) 純資産変動計算書

令和元年度の純資産は、資産の取得による資本剰余金への振替額 2 百万円が増加した一方で、資産の減価償却相当額として△2 百万円減少しました。

上記に加え、当期総利益として 656 百万円、積立金取崩額 1 百万円を計上した結果、純資産は 656 百万円増加し、1,687 百万円となっています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、8,303 百万円の収入超過となっています。これは、運営費交付金収入が前年度比 7,782 百万円増(59.9%増)となったこと等が主な要因です。

また、令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 153 百万円の支出超過と、支出超過額は前年度比 112 百万円増(273.2%増)となっています。これは、有形固定資産支出及び無形固定資産支出が前年度比 113 百万円増(297.4%増)となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

当機構では、業務方法書にて、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国際観光振興機構法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する事項を定めており、各項目の実施状況は以下の通りです。

- ✓ 機構運営に関する基本的事項として、経営理念・行動指針、役職員倫理規程を定めています。令和元年度には、本部・海外事務所における集合研修やミーティングの実施等により、経営理念・行動指針の組織内への浸透を図りました。
- ✓ 理事会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備しています。令和元年度には、理事会を 21 回開催しました。
- ✓ 中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備しています。令和元年度にも、年度計画を策定し、毎四半期ごとの年度計画の進捗状況について理事会に報告しました。
- ✓ 内部統制の推進及び業務実施の障害となるリスク要因の事前の識別、分析、評価及び当該リスクへの適切な対応に関する規程等を整備しています。令和元年度には、内部統制委員会を 1 回開催して、個別のリスクマネジメントシートを作成し、リスク管理計画と対応策を議論しました。これにより、リスクに対する PDCA プランを策定し、リスク管理しました。また、事業継続計画（BCP）に基づき、1 月に「新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策本部」を設置し、10 回の会合を開催し、海外の市場動向について情報収集を図り、その情報共有を行うとともに本部及び海外事務所の業務継続や、事業の実施時期や方法等について議論しました。
- ✓ 情報システムの整備と利用に関する規程を整備しています。令和元年度には、情報システム委員会を 3 回開催し、既存システムの運用報告及び基幹システムの改定、新規ウェブシステムの構築、文書管理システムの調達を審議しました。
- ✓ 情報セキュリティの確保に関する規程等を整備しています。令和元年度には、情報セキュリティ委員会を 2 回し、対策推進計画の審議と情報セキュリティインシデントの再発防止の対策を検討しました。また、情報セキュリティ対策チーム会議を 12 回開催し、情報セキュリティ対策の推進状況や対策結果等を確認しました。さらに、全職員に対して情報セキュリティに関する各種研修を行ったことに加え、新たに海外事務所現地職員も対象に情報セキュリティに関する研修を行いました。また、役職員を対象とした訓練や自己点検を実施しました。
- ✓ 個人情報保護に関する規程を整備しています。令和元年度には、規程等の周知や、新規着任者への対面研修、全職員への e ラーニング研修等を実施しました。
- ✓ 監事及び監事監査に関する規程を整備し、監事監査を実施しています。令和元年度には、決算監査を実施し、また、9 つの海外事務所実地監査を内部監査と合同で実施し、監査結

果を理事長等へ報告するとともに、被監査事務所のその後の措置状況について確認を行いました。また、重要な機構内会議への出席をし、必要に応じて意見を述べる等、日常業務における監査活動等を行いました。

- ✓ 内部監査を担当する監査室を設置し内部監査を実施しています。令和元年度には、本部監査を実施するとともに、情報セキュリティ監査を実施しました。また、9つの海外事務所実地監査を監事監査と合同で実施し、監査結果を理事長等へ報告するとともに、被監査事務所のその後の措置状況について確認を行いました。
- ✓ 入札及び契約に関する規程等を整備しています。令和元年度には、契約監視委員会を2回実施し、機構が実施した契約状況等について確認を行いました。
- ✓ 運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を機構内部の予算配分等に活用する仕組みを構築しています。
- ✓ 情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、機構の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開について定めています。令和元年度には、法人文書管理について、規程等の周知や、新規着任者への対面研修、全職員へのeラーニング研修等を実施しました。また、文書管理者を対象に、法人文書管理に関する点検を実施しました。財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開については、16.(2)その他公表資料等との関係の説明をご参照ください。
- ✓ 職員(非常勤職員等を含む)の人事管理方針に関する規程を整備しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

1964年4月 特殊法人国際観光振興会設立

2003年10月 独立行政法人国際観光振興機構設立

(2) 設立に関する根拠法

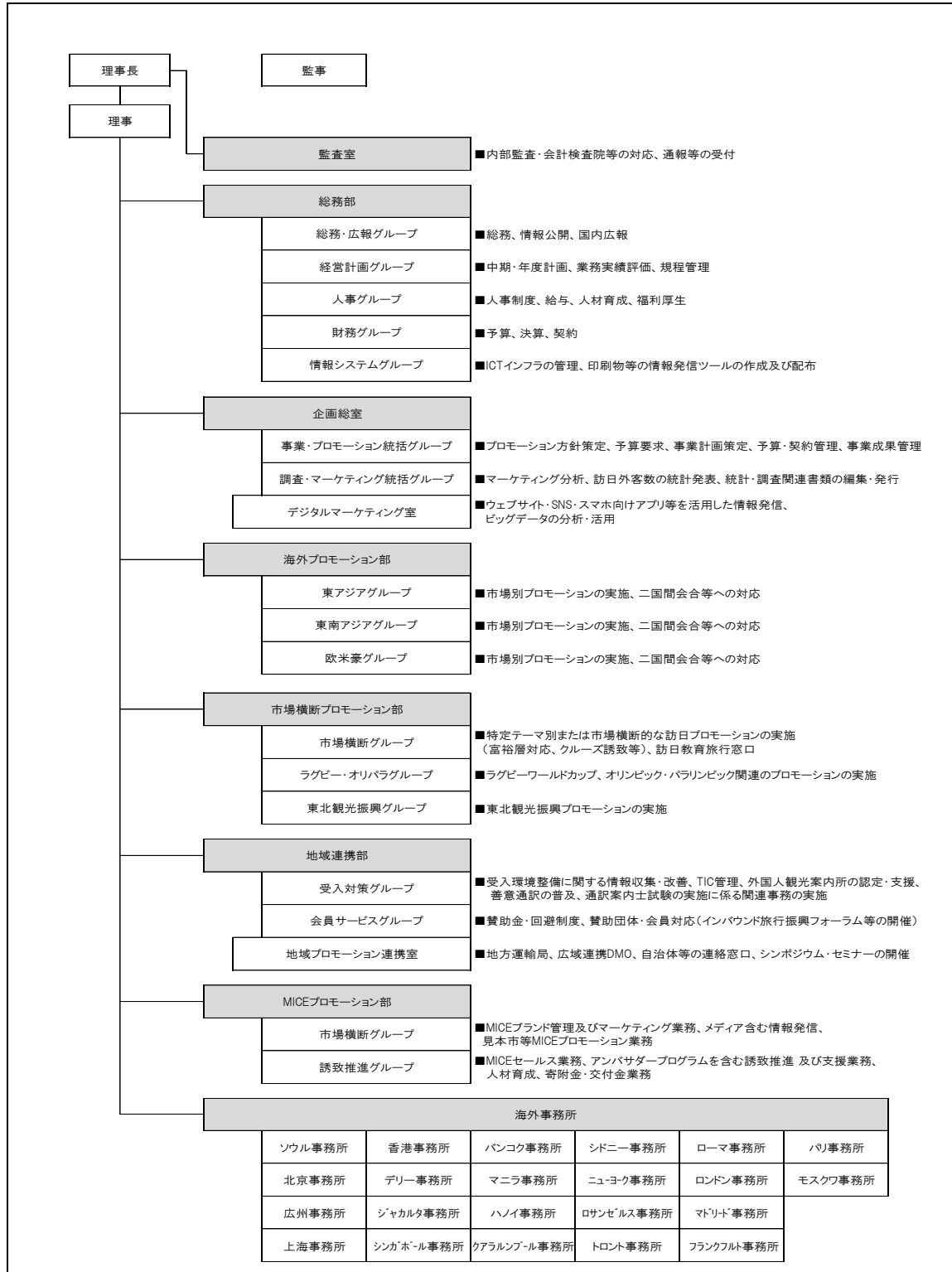
独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)

(3) 主務大臣

国土交通大臣(国土交通省観光庁国際観光部国際観光課)

(4) 組織図

(2020年3月31日現在)



(5) 事務所の所在地

(2020年3月31日現在)

本部	東京都新宿区四谷 4-4-1
ソウル事務所	#202, Hotel President 2F Euljiro 16, Jung-gu, Seoul, Korea
北京事務所	中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号北京発展大廈 410室
広州事務所	中華人民共和国広東省広州市天河区林和西路9号耀中広場B 棟 1310-11室
上海事務所	中華人民共和国上海市延安西路 2201 号上海国際貿易中心 2111 室
香港事務所	Unit 807-809, 8/F., Prosperity Millennia Plaza, 663 King's Road, North Point, Hong Kong
デリー事務所	Unit No. 203, 2nd Floor, East Wing, World Mark 1, Asset - 11, Aerocity, New Delhi - 110037, India
ジャカルタ事務所	Summitmas I, 2F, Jalan Jenderal Sudirman, Kaveling 61-62 Jakarta Selatan 12190, Indonesia
シンガポール事務所	16 Raffles Quay, #15-09, Hong Leong Building, Singapore 048581
バンコク事務所	10th Floor Unit 1016, Serm-Mit Tower, 159 Sukhumvit 21Rd, Bangkok 10110, Thailand
マニラ事務所	9F, Tower One and Exchange Plaza, Ayala Triangle, Ayala Avenue, Makati City, 1226, Philippines
ハノイ事務所	Unit 4.09 on the 4th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
クアラルンプール事務所	1st Floor, Chulan Tower, 3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia
シドニー事務所	Suite 1, Level 4, 56 Clarence Street, Sydney NSW 2000, Australia
ニューヨーク事務所	One Grand Central Place, 60 East 42nd Street, Suite 448, New York, NY 10165, U.S.A.
ロサンゼルス事務所	707 Wilshire Boulevard, Suite 4325, Los Angeles, CA 90017, U.S.A.
トロント事務所	55 York Street, Suite 202, Toronto M5J 1R7, Canada
ローマ事務所	Via Barberini 95, 00187, Rome, Italy
ロンドン事務所	3rd Floor, 32 Queensway, London, W2 3RX, U.K.
マドリード事務所	Carrera de San Jerónimo 15 - 3, Madrid, 28014, Spain
フランクフルト事務所	Kaiserstrasse 11, 60311 Frankfurt am Main, Germany
パリ事務所	4, rue de Ventadour 75001 Paris, France
モスクワ事務所	3rd Floor, 5, Bryanskaya Street, Moscow, Russia

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当該項目については該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

〔法人単位〕

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	11,028	13,763	12,413	7,254	16,304
負債	10,491	13,027	10,118	6,222	14,616
純資産	536	736	2,295	1,031	1,687
行政コスト	-	-	-	-	14,001
行政サービス実施コスト	8,251	11,794	17,793	12,166	-
経常費用	9,437	11,853	18,721	12,625	13,703
経常収益	9,472	12,054	19,317	13,002	14,364
当期総利益（△総損失）	26	201	1,478	439	656
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,228	2,827	△ 1,336	△ 5,105	8,303
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 230	△ 215	272	△ 41	△ 153
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	0	-

〔一般勘定〕

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	10,969	13,688	12,335	6,794	13,326
負債	10,456	12,986	10,070	5,809	11,770
純資産	513	702	2,265	985	1,556
行政コスト	-	-	-	-	10,054
行政サービス実施コスト	8,247	11,805	17,790	10,891	-
経常費用	9,376	11,800	18,659	11,316	9,756
経常収益	9,415	11,991	19,258	11,677	10,332
当期総利益（△総損失）	30	191	1,481	423	571
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,242	2,813	△ 1,342	△ 5,487	5,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 230	△ 215	272	△ 41	△ 153
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-

〔国際観光旅客税財源勘定〕

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	-	-	-	380	2,939
負債	-	-	-	362	2,836
純資産	-	-	-	18	104
行政コスト	-	-	-	-	3,880
行政サービス実施コスト	-	-	-	1,273	-
経常費用	-	-	-	1,273	3,880
経常収益	-	-	-	1,291	3,966
当期総利益（△総損失）	-	-	-	18	86
業務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	380	2,562
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-

※「独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)の一部を改正する法律」が2018年4月18日に施行されたことに伴い、国際観光旅客税の収入を財源とする勘定として、国際観光旅客税財源勘定を設置しております。

〔交付金勘定〕

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	58	75	78	79	39
負債	35	41	48	51	11
純資産	23	34	31	28	28
行政コスト	-	-	-	-	66
行政サービス実施コスト	4	△ 11	3	2	-
経常費用	61	53	62	36	66
経常収益	57	63	59	34	66
当期総利益（△総損失）	△ 4	11	△ 3	△ 2	△ 1
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14	14	6	1	△ 41
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

①予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金	15,160
事業収入	372
事業外収入	6
寄附金収入	470
計	16,008
支出	
業務経費	12,044
受託経費	436
交付金事業経費	100
人件費	2,703
一般管理費	725
計	16,008

②収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	16,037
業務経費	12,044
受託等経費	436
交付金事業経費	100
一般管理費	3,428
減価償却費	29
収益の部	
運営費交付金収益	15,160
国際観光振興事業収入	742
寄附金収益	100
賞与引当金見返に係る収益	97,640
退職給付引当金見返に係る収益	11,430
資産見返運営費交付金戻入	29
事業外収益	6
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩	0
総利益	0

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	16,008
業務活動による支出	16,008
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	16,008
業務活動による収入	16,008
運営費交付金による収入	15,160

寄附金等収入	470
事業収入	372
事業外収入	6
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
その他(流動資産)	: 前払金、未収金、賞与引当金見返等
有形固定資産	: 建物附属物、工具器具備品等長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	: 長期にわたって使用又は利用するソフトウェア及び電話加入権等の無形の固定資産
投資その他の資産	: 事務所の敷金・保証金、長期前払費用、前払年金費用、退職給付引当金見返
運営費交付金債務	: 業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未配分の部分に該当する債務残高
預り寄附金	: 訪日旅行促進事業を実施するために寄附者から受領した寄附金のうち、未実施の部分に相当する残高、及び国際会議の誘致の促進及び開催の円滑化を行うため、国際会議等を主催する者への資金援助のために寄附金を交付するために募集した寄附金の預り残高
未払金	: 次年度以降に支出する債務残高
その他(流動負債)	: 未払消費税、預り金等の経過勘定、賞与引当金及び資産除去債務
資産見返負債	: 運営費交付金等で取得した固定資産相当額
その他(固定負債)	: 退職給付引当金
政府出資金	: 国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 資本金及び利益剰余金以外の資本であって、国から出資された固定資産の評価替資本、運営費交付金と寄附金で取得したもので独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

- 損益計算書上の費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書上に計上される費用
- その他行政コスト : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている。)

③ 損益計算書

- 国際観光振興事業費 : 訪日外国人の来訪促進に係る事業費
- 交付金事業費 : 預った寄附金のうち、会議主催者に交付した金額及びその業務に伴う経費
- 一般管理費 : 人件費、事務所賃借料、間接事務経費及び減価償却費等の経費
- その他(経常費用) : 財務費用、為替差損及び雑損
- 運営費交付金収益 : 運営費交付金債務のうち、当期の収益として認識したもの
- 国際観光振興事業収入 : 訪日外国人の来訪促進に係る賛助者からの寄附金収入、訪日外客情報提供等に係る会員からの会費収入、観光情報の提供収入、通訳案内士法に基づき行われる通訳案内士試験の受験手数料収入、訪日外国人の増大を目的とした受託業務収入等
- 寄附金収益 : 国際会議の誘致の促進及び開催の円滑化を行うため、国際会議等を主催する者への資金援助のために寄附金を交付した寄附金及びその管理費相当額の収入
- 資産見返負債戻入 : 資産見返負債のうち、減価償却及び除却相当額を取崩して当期の収益として認識した収益
- その他(経常利益) : 賞与引当金見返に係る収益、退職給付引当金見返に係る収益、財務収益及び雑益
- 臨時損益 : 固定資産の除却、会計基準改訂に伴う繰入金及び引当金見返に係る収益等

④ 純資産変動計算書

その他	:	資産の取得による資本剰余金への振替額、資産の減価償却相当額等
当期末残高	:	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	:	通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、完成品又はサービス購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	:	将来にむけた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得、敷金・保証金の差入が該当
資金に係る換算差額	:	外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しており、当機構のウェブサイトの「事業計画・活動報告書」のページにて公表しています。

- ✓ 中期計画
- ✓ 年度計画
- ✓ 財務諸表
- ✓ 決算報告書
- ✓ 監査報告
- ✓ 業務実績に関する自己評価

URL : https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/index.html



The screenshot shows the JNTO website interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'JNTOについて', '世界のインバウンド市場', '事業・プロジェクト', '報道発表・お知らせ', '統計・データ', and 'サービス'. Below the navigation bar, the breadcrumb trail reads 'ホーム > JNTOについて > 事業計画・活動報告書'. The main content area is titled '事業計画・活動報告書' and includes a sub-header 'JNTOの事業や財務状況などについての報告書類です。'. Below this, there is a list of report categories: '中期目標・中期計画・年度計画', '業務実績報告', '決算等報告書', and '年次報告書'. The '中期目標・中期計画・年度計画' category is expanded, showing a detailed description: '国際観光振興機構(JNTO)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定により、国土交通大臣が定めた「中期目標」を達成するための「中期計画」を作成し、認可を受けています。その後、同法31条第1項の規定により、「年度計画」を定め、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しています。'. On the right side of the page, there is a sidebar menu with links for 'JNTOについて', 'プロフィール', '事業概要', '海外事務所の活動', '契約・調達', '採用情報', '法令・規程', '情報公開', '事業計画・活動報告書' (highlighted), '外部有識者会議', and 'JNTO役職員インタビュー・執筆記事等'.

以上